

各位

MediciNova, Inc.
代表取締役社長兼 CEO
岩城 裕一
コード番号： 4875 東証 JASDAQ
問合わせ先： 東京事務所代表 副社長
岡島 正恒
電話番号： 03-3519-5010
E-mail： info@medicinova.com

米国における米国発行登録制度に基づいた新株発行枠設定および これに基づく新株発行に関するお知らせ

2015年5月22日 米国 ラ・ホイヤ発・メディシノバ (MediciNova, Inc.) (米国カリフォルニア州ラ・ホイヤ、代表取締役社長兼 CEO：岩城裕一) は、2012年12月3日(米国太平洋標準時間)に米国証券取引委員会より承認を受けた有価証券の募集についての発行登録に基づき、米国において機動的に新株発行を可能とする枠を設定し、この新株発行枠を利用した販売代理契約を2015年5月22日(米国太平洋夏時間)付で締結いたしました。この決定に係る新株発行枠の設定および新株発行は、2015年5月22日(米国東部夏時間)の NASDAQ グローバル市場の取引終了後に米国証券取引委員会に提出された発行登録追補書類に基づき、下記の内容で行われる予定ですので、お知らせいたします。

当社は本発行枠に対する販売代理契約(以下「本契約」といいます。)の内容を報告書(Form 8-K)として米国証券取引委員会(SEC)に提出します。これらの発行登録追補書類および報告書は当社英文ウェブサイト(<http://www.medicinova.com/>)でも閲覧可能となる予定です。

記

1. 有価証券の種類： 普通株式
2. 発行枠： 30百万米ドル
3. 発行価格： 販売時点における NASDAQ グローバル市場での当社普通株式の市場価格、市場価格を基準とした価格、またはその他合法的な方法で決定した価格で発行。
4. 発行方法： 募集(日本における募集は行いません。)
5. 販売代理証券会社： MLV & Co. LLC
6. 販売代理手数料： 当社総手取額の上限4%
7. 募集を行う地域： 米国
8. 募集可能期間： 2015年5月22日(金)から発行枠に到達するまで
9. 払込期日(受渡期日)： 販売日+2営業日
10. 調達した資金の用途： MN-166、MN-001を中心としたパイプラインの開発及び一般事業目的に使用予定。

なお、本件実行に伴い、2013年10月16日よりMacquarie Capital (USA) Inc.との間で締結していた新株購入契約は本日時点で契約解除となっております。

以上

【注】

米国証券取引委員会より承認を受けた有価証券の募集についての発行登録に基づき、新株発行枠を設定し、新株発行の販売代理契約を証券会社と締結し、同証券会社が投資家からの株式購入ニーズに対し機動的に新規発行株式の販売対応を行う手法はAt-The-Market(ATM) Offering と呼ばれ、米国企業が機動的に資金調達を行なうための一般的な手法です。

ご注意

この文書は、米国における新株式発行に関して一般に公表するためのプレスリリースであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては、日本の金融商品取引法上、日本国内における有価証券の公募または売出しのために必要とされる手続はとられておらず、日本国内市場における当社株式の公募または売出しは行われません。

メディシノバについて

メディシノバ (Medicinova, Inc.) は、日本内外の国際的製薬企業との提携により有望な低分子化合物を導入し、様々な疾患領域の新規医薬品の開発を主として米国で行う公開製薬企業です。現在当社は、進行型多発性硬化症、ALS、薬物依存（メタンフェタミン依存、オピオイド依存など）をはじめとする多様な神経系疾患を適応とするMN-166（イブジラスト）及びNASH、肺線維症など線維症疾患を適応とするMN-001（タイペルカスト）に経営資源を集中することを戦略としております。ほかに喘息の急性発作適応のMN-221（ベドラドリン）及び固形がんを適応とするMN-029（デニブリン）も当社のパイプラインの一部です。MN-166についてはさまざまな適応で開発途中ですが、そのほとんどが、治験責任医師または公的、私的機関からの資金援助により行われています。当社はさらに、戦略的提携または共同機関の資金提供を受けるべく交渉を続けております。

弊社詳細につきましては <http://www.medicinova.jp> をご覧下さい。メディシノバの所在地はアメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スイート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275（電話 1-858-373-1500）です。

このプレスリリースには、1995年米国民事証券訴訟改革法（The Private Securities Litigation Reform Act of 1995）に規定される意味での「将来の見通しに関する記述」が含まれている可能性があります。これらの記述には、MN-166、MN-001、MN-221 及び MN-029 の治療法の将来における開発や効果に関する記述などが含まれます。これらの「将来の見通しに関する記述」に

は、そこに記述され、示されたものとは大きく違う結果または事象に導く多数のリスクまたは不確定要素が含まれます。かかる要素としては、MN-166、MN-001、MN-221、または MN-029 を開発するための提携先または助成金を得る可能性、当社の事業または臨床開発を行うために十分な資金を調達する可能性、将来の臨床治験のタイミング、費用、計画など、臨床治験、製品開発及び商品化に付随するリスクや不確定要素、FDA に対して書類を提出するタイミング、臨床開発及び商品化のリスク、現段階の臨床治験の結果が必ずしもその後の製品開発の行方を確定するものではない可能性、当局の承認取得の遅延または失敗の可能性、臨床治験の資金を第三者機関に頼ることによるリスク、商品候補に対する知的財産権に関するリスク及びかかる権利の防御・執行能力に関するリスク、製品候補の臨床治験または製造を依頼している第三者機関が当社の期待通りに履行できない可能性、さらに臨床治験の開始、患者登録、完了または解析、臨床治験計画の妥当性または実施に関連する重大な問題、規制

当局への書類提出のタイミング、第三者機関との提携またはタイムリーな資金調達の可否などに起因する遅延及び費用増大に加え、当社が米国証券取引委員会に提出した2014年12月期のForm10K及びその後の10Q、8Kなど届出書に記載されているものも含め、しかしそれ限定されないその他のリスクや不確定要素があります。したがって、「将来の見通しに関する記述」はその時点における当社の状況を述べているにとどまり、実際の結果または成り行きは、必ずしも予想通りにはならない可能性があることにご留意下さい。また当社には、この記述に関して、情報の修正または更新を行う義務はありません。